

教第98号議案

神戸市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の件

神戸市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月26日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(神戸市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会会議規則(平成7年10月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「出席委員」を「出席者」に改め、同項第4号中「、公民館運営審議会委員」を削る。

(神戸市教育委員会公告式に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公告式に関する規則(昭和23年11月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下委員会という」を「以下「委員会」という」に改める。

(神戸市教育委員会公示令達取扱規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会公示令達取扱規則(昭和25年8月教育委員会規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「以下委員会という」を「以下「委員会」という」に改め、同条第3号中「以下所属機関という」を「以下「所属機関」という」に改める。

(神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則(昭和25年3月教育委員会規則第

7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「地方公務員」の次に「法」を加える。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第5条 教育長に委任する事務等に関する規則(昭和31年11月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「, 公民館運営審議会委員」を削る。

(公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則の一部改正)

第6条 公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則(昭和25年5月教育委員会規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「以下令という」を「以下「令」という」に改める。

(神戸市大学奨学金基金条例施行規則の一部改正)

第7条 神戸市大学奨学金基金条例施行規則(昭和62年3月教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号, 第11条第3号及び第14条第4号中「日本育英会」を「日本学生支援機構」に改める。

(神戸市就学援助規則の一部改正)

第8条 神戸市就学援助規則(平成12年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「学年末までの期間」を「学年末までの期間。」に改める。

(神戸市社会教育委員会議規則の一部改正)

第9条 神戸市社会教育委員会議規則(昭和25年2月教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下会議という」を「以下「会議」という」に改める。

第2条中「以下委員という」を「以下「委員」という」に改める。

(神戸市立婦人会館条例施行規則の一部改正)

第10条 神戸市立婦人会館条例施行規則(平成48年4月教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 毎月の第3日曜日

第3条ただし書中「指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。」を「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、婦人会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの利用時間を変更することができる。

(神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(平成9年7月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「現状変更等の許可を申請します」を「届け出ます」に改める。

(神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則(平成28年3月教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「神戸市における暴力団の排除」の次に「の推進」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

教育委員会規則の点検を行った結果判明した形式的な不備及び実態に即していない部分を修正する必要があるため。

(参考)

(第1条) 神戸市教育委員会会議規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(公開)

第10条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案又は報告について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(1)～(3) 略

(4) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関すること。

(公開)

第10条

出席者

(1)～(3) 略

(4) _____

(第2条) 神戸市教育委員会公告式に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 神戸市教育委員会（以下_委員会_と
いう。）の公告式は、この規則の定めるところ
による。

第1条 神戸市教育委員会（以下「委員会」と
いう。）の公告式は、この規則の定めるところ
による。

(第3条) 神戸市教育委員会公示令達取扱規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 神戸市教育委員会（以下_委員会_という）の公示令達は、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 訓令 委員会所属の事務局長及び学校その他の教育機関（以下_所属機関_という。）並びに所属公務員一般又は一部に令達するもの

(4) 略

第1条 神戸市教育委員会（以下「委員会」という）の公示令達は、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 訓令 委員会所属の事務局長及び学校その他の教育機関（以下「所属機関」という。）並びに所属公務員一般又は一部に令達するもの

(4) 略

(第4条) 神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(諮問等)

(諮問等)

第2条 略

第2条 略

(1) 略

(1) 略

ア 地方公務員__ (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第1項第1号又は第3号

ア 地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第1項第1号又は第3号

(第5条) 教育長に委任する事務等に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(委任)

(委任)

第2条

第2条

(1) ~ (9) 略

(10) 社会教育委員、公民館運営審議会委員
及び法律又は条例に基づき設置する附属機関
の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこ
と。

(第6条) 公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第2条 公職選挙法施行令(以下_令_という。)第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。

第2条 公職選挙法施行令(以下「令」という。)第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。

(第7条) 神戸市大学奨学金基金条例施行規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(志願資格)

第2条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 日本育英会____その他公私の団体又は個人から大学にかかわる学資の給与又は貸与の予約を受けていない者

第2条

日本学生支援機構

第3条 ～ 第10条 略

(奨学金の廃止)

第11条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 日本育英会____その他公私の団体又は個人から学資の給与又は貸与を受けるに至ったとき。

第11条

日本学生支援機構

(4) 略

(5) 略

第12条、第13条 略

(異動の届出)

第14条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 日本育英会____その他公私の団体又は個人から学資の給与又は貸与を受けるに至ったとき。

第14条

日本学生支援機構

(第8条) 神戸市就学援助規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(認定の期間)

(認定の期間)

第6条 略

第6条 略

(1) 被認定者が定期申請期間内に教育長に対し第4条の申請を行ったときは、当該年度の4月1日(対象者に該当する事由が発生した日が4月1日より後のときは、その日。)から学年末までの期間__ただし、就学予定者にかかる第4条の申請にあつては、当該年度の3月1日から3月31日までの期間。

。_

(第9条) 神戸市社会教育委員会議規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 本市社会教育委員の会議（以下_会議_という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 会議に社会教育委員（以下_委員_という。）の互選による、議長及び副議長各1名を置く。

第1条 本市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

第2条 会議に社会教育委員（以下「委員」という。）の互選による、議長及び副議長各1名を置く。

(第10条) 神戸市立婦人会館条例施行規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(休館日)

第2条 婦人会館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 前号 に掲げるもののほか、条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が特に必要と認める日

(利用時間)

第3条 婦人会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎月の第3日曜日

(2)

(3) 前2号

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、婦人会館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの利用時間を変更することができる。

(第11条) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則
ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

様式第10号

修理届出書

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 様

届出者 住所
氏名
電話

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化
環境の保全に関する条例第 条

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化
環境の保全に関する条例施行規則第 条

の

規定により 現状変更等の許可を申請します。

届け出ます_____。

(第12条) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市における暴力団の排除____に関する条例（平成23年3月条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条

の促進